

生地甲達第7号
生企甲達第15号
平成29年5月29日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

犯罪等の更なる抑止に向けた効果的な「見える・見せる活動」の推進について

県警察では、立番・駐留警戒、パトロール等の街頭活動を積極的に県民に示して街頭犯罪等の抑止・検挙を図る「見える・見せる活動」を推進しているところであるが、昨今の県内の治安情勢は、刑法犯認知件数が減少傾向にあるものの、高齢者を狙った特殊詐欺の被害が依然として多く発生しているほか、昨年は交通事故死者数が前年より増加するなど、予断を許さない状況にある。このような事態に適切に対処するためには、犯罪情勢に応じた効果的な地域警察活動を推進する必要があることから、この度、犯罪等の更なる抑止に向けた効果的な「見える・見せる活動」を推進することとしたので、特段の配意をされた。

なお、「見える・見せる活動」の一層の強化について（平成25年生地甲達第12号）は、廃止する。

記

1 効果的な「見える・見せる活動」の重要性の認識

「見える・見せる活動」は、立番や赤色回転灯を点灯させたパトロール（以下「赤パト」という。）により制服警察官の姿を示し、自動車運転者等に安全運転を意識させるなどの効果、巡回連絡やアナウンス広報等での防犯指導等により防犯意識を高める効果、職務質問により被疑者を検挙して直接的かつ間接的に犯罪を抑止する効果等様々な効果を有しており、地域警察活動を行う上で極めて重要であるため、漫然と推進するのではなく、変化する犯罪等の情勢に的確に対応しながら、効果的かつ恒常的に推進することが重要であることを認識し、犯罪等の抑止を図るものとする。

2 立番・駐留警戒の徹底

管内の犯罪等の情勢に応じて、交番前における立番のほか、通学路、主要交差点、幹線道路に面した場所等における通勤・登下校時間帯に重点を置いた朝・夕それぞれ1時間程度の立番・駐留警戒を徹底するものとする。

特に、朝の時間帯は、県民の一日の始まりにおいて制服警察官の姿を見せることにより、警察官が活発に活動していることを県民に印象付けるものであり、犯罪等の抑止効果に結びつくものであることを認識し、徹底して実施するものとする。

また、夕方の時間帯においては、交番相談員及び臨時交番相談員（以下「交番相談員等」という。）による立番を徹底し、街頭活動や巡回連絡を実施する交番勤務員の支援に努めさせるものとする。

なお、地域警察官による立番・駐留警戒に当たっては、交通違反者等に対して指導するなど、交通違反等を看過しないことにより「見える・見せる活動」の効果が発揮されるものであることから、交通違反者等への迅速な対応ができるよう警笛を把持して実施するものとする。

3 効果的な巡回連絡の推進

(1) 巡回連絡の重要性の認識

地域警察は、県民の日常生活の安全と平穏を確保する任務を有しているが、近年の特殊詐欺被害の増加等を考慮すると、県民に対し「自分の身は自分で守る」という意識の醸成が大切である。

巡回連絡による情報提供・防犯指導は、県民の防犯意識の醸成に有効な手段であることから、その重要性を認識して効果的かつ恒常的に推進するものとする。

(2) 犯罪等の情勢に即した対象の選定

巡回連絡の実施対象については、基本的には未実施世帯や前回実施時から間隔が開いた世帯等を選定するものであるが、所管区内の犯罪等の情勢に応じて、実施対象を選定し、重点的かつ集中的に実施するなどして、犯罪等の抑止を図るものとする。

(3) ミニ広報紙等を活用した情報提供等の徹底

巡回連絡により効果的に犯罪等の被害抑止を図るためには、県民が犯罪等の現状や被害防止対策について理解を深める必要があることから、ミニ広報紙や各種犯罪等抑止啓発チラシ等を活用して情報提供と防犯指導を分かりやすく説明するとともに、ミニ広報紙等を配布して同居の家族にも被害防止対策等を周知するよう協力を依頼するものとする。

(4) 犯罪情報、意見・要望の収集

巡回連絡における犯罪等の情報収集に当たっては、その着眼点について、事前に関係部門から教養を受けるなどして実施し、家族構成の確認等にとどまらず、住民への情報提供と防犯指導に加えて、住民からの犯罪等の情報収集や意見・要望の把握にも努めるものとする。

4 効果的なパトロールの実施

(1) 光と音のパトロールの徹底

ア 赤パトの徹底

警ら用無線自動車及び小型警ら車（以下「パトカー」という。）によるパトロールの実施に当たっては、職務質問による犯罪検挙を目的としたパトロールを実施する場合を除き、犯罪を思いとどまらせるという抑止の観点から、原則として赤パトを実施するものとする。

実施に際しては、管内の犯罪等の情勢を的確に分析し、犯罪等の多発する時間帯・地域において重点的かつ効果的にパトロールを行い、犯罪等の抑止・検挙の徹底を図るものとする。

イ アナウンス広報の推進

犯罪等多発地域における抑止を目的としたパトロールに際しては、赤パトに併せ、地域住民に対して多発している犯罪等の情報が伝わるようアナウンス広報を確実かつ的確に実施するものとする。

特に、特殊詐欺の予兆電話を認知した際等には、タイムリーかつ効果的なアナウンス広報を実施し、被害抑止の徹底を図るものとする。

(2) 白色自転車等によるパトロールの強化

徒歩及び白色自転車によるパトロールは、制服警察官がパトロールを実施している姿を直接的に県民に見せることができる上、小回りの利く活動ができることから、万引き防止のための量販店内外や比較的狭い範囲でのパトロールを実施する場合は、徒歩又は白色自転車によるきめの細かいパトロールを積極的に実施するものとする。

なお、巡回連絡については、遠隔地等でパトカーを使用する必要がある場合を除き、原則として、徒歩又は白色自転車により実施するものとする。

5 職務質問等の徹底

職務質問により犯罪者を検挙することは、直接的に犯罪を抑止する効果を有するだけでなく、このような検挙活動を継続的かつ効果的に実施することで、街頭において犯罪企図者に犯行を思いとどまらせるなどの効果を有していることを深く認識し、不審者等を発見した場合には、ためらうことなく職務質問を実施して、犯罪等の抑止・検挙を推進するものとする。

また、ミニ検問も犯罪等の抑止・検挙に極めて有効であることから、犯罪等の情勢に応じた効果的な場所を選定して積極的に実施するものとする。

6 迅速・的確な初動対応

警察にとって初動は生命線であり、重大事案等の発生直後における迅速的確な警察活動は、被害の拡大防止、犯人の確保等の警察目的のため欠かせないものであることを深く認識し、110番事案等の急訴事案等を受理した場合には、地域警察官は迅速に現場臨場し、犯人の逮捕、関係者の確保、現場保存等の確な初動措置を講じて県民の安全と平穏を確保するものとする。

7 地域警察幹部による業務管理等

(1) 転用勤務の抑制

地域警察の活動は、それ自体が、生活安全、刑事、交通、警備等の各部門にわたる総合警察活動であるから、警察署の地域部門は、これら各部門と喫緊の問題意識を共有し緊密に連携しつつ、地域警察が本来行うべきこととして、これら各部門における重要な活動や取組を推進すること。

警察署長は、多数の人員を要する事案に取り組むために交番、駐在所及び署所在地勤務員（以下「交番勤務員等」という。）を地域警察ではない業務に転用するに当たっては、治安を向上させる基盤としての地域警察活動の高い重要性を十分に踏まえて熟慮した上でその要否を判断することとし、当該重要性を過少評価した安易な判断を絶対にしないこと。

(2) 交番勤務員等の効果的な運用

各種「見える・見せる活動」を実施するに当たっては、交番勤務員等に活動開始時及び終了時の警察署への無線報告を徹底させ、巡回連絡等により不在になっている交番等に来訪者があった場合には、在所中の他の交番勤務員等に対して対応を指示するなど、効率的な「見える・見せる活動」がなされるよう配慮すること。

また、交番等の勤務員が、単独勤務や不在となった場合においては、隣接する交番

等の勤務員のブロック運用を図るなどにより勤務体制を整え、当該交番等の管内における「見える・見せる活動」や各種事案に適切に対応できるよう配慮すること。

(3) 交番相談員等の効果的な運用

交番勤務員が街頭活動を活性化させることで、交番の不在状態が常態化しないよう、交番相談員等の勤務時間の調整を行うほか、勤務場所の一時変更について検討するなど、効果的な運用を図ること。

なお、一時変更する場合は、必要な申請を行うこと。

また、在所中の交番相談員等の配置は、在所していることが交番の外から一見して判別できる位置となるよう徹底を図ること。

(4) 活動内容の検証と指導・監督

地域警察官が目的を持って諸活動を推進することが重要であることを踏まえ、地域警察活動日誌には、パトロールの目的、巡回連絡の実施状況等をできるだけ詳細に記載させた上で、地域警察活動日誌の確認や活動状況の聴取等を通じ、交番勤務員等が漫然とした立番・駐留警戒、巡回連絡、パトロール等に終始していないかを十分検証し、適宜改善に向けて具体的に指導・監督するものとする。

(5) 受傷事故防止等

装備資機材を有効に活用させ、受傷事故の防止に配慮するとともに、公用車（白色自転車を含む。）運転時の安全確認の励行等による交通事故の防止を徹底すること。